



会 務 通 信

W e b 版

No.312

【令和3年5月号】

会員数 / 個人会員 1,079 名
法人会員 52 法人 (4月1日現在)

愛知県土地家屋調査士会 令和3年4月26日発行

- ◆ 所有者不明 etc. 会長 伊藤直樹
- ◆ 総務財務部会報告 総務財務部理事 三浦一行
- ◆ 2期4年の伊藤直樹会長体制を振り返って
企画部副会長 梅村 守
- ◆ 研修部会報告 研修部理事 田中智司
- ◆ 広報部活動報告 広報部理事 森田正樹
- ◆ 第6回理事会報告 広報部理事 森田正樹
- ◆ 第4回土地家屋調査士ガイダンス報告
広報部長 藏座卓也
- ◆ 事務局からのご案内
- ◆ 編集後記

所有者不明 etc.

会長 伊藤 直樹

令和2年4月1日以後、全国の主要政令指定都市で、固定資産の現所有者申告制度が始められています。

ご存知でしたでしょうか？ 全国各地でスタートと言いますが、決して良い制度とは思えません。

東京でも、令和3年4月1日からスタートしているこの制度について、今回は皆さんに確認していただきたいと思います。



土地・家屋の所有者が亡くなると、相続登記をしなくても、まずは新たな所有者・相続人代表として、現に管理している者が固定資産税の納税義務者として申告する。複数の場合もオーケー。そして、新たな納税者と認定されると、当該納税者のうち代表する者宛に納税通知書が送付されます。

所有者不明が拡大している今、相続人特定が都市部においてもなかなか登記にたどり着けていない状況が問題になっています。

相続法に係る民法改正により、遺留分侵害額請求で、この2年程、混乱は計り知れません。

遺言書になれば、まったく遺産分割協議はまとまりません。「争族」については、親、兄弟姉妹の間で、司法書士として私伊藤が携わる案件においても、激しい闘争となっています。

今回の制度は、遺言・遺産分割協議により土地・家屋を所有することになる相続人等が確定すれば、相続登記を申請するか、申請前に申告することで確定するのですが、遺産分割協議がまとまらない場合、法定相続人全員がこの制度上の現所有者です。

現所有者申告制度は、3か月以内が申告期限です。従って、分割案で争っていようが、申告義務は現所有者全員にあります。よって、申告してしまえば自分に納税通知書が届く＝自らの相続権にプラスとなるとも考えられます。

申告の方法としては、申告書に現所有者であることを示す、法定相続情報一覧図やフル戸籍セットを添付して、課税当局に提出します。

元々これまでは、相続登記が毎年12月末までにされていないと、各市区町村としては新たな納税義務者となる現所有者を課税当局として自ら調査の上、特定する必要がありました。

これには多大な時間と労力を要し、迅速・適正な課税に支障が生じていました。

この制度は、正当な理由なく申告しなかった場合に10万円以下の過料を科すことで、この行政側の支障を減らす事を目的に生まれました。

正直、私見ではありますが、この制度こそ所有者不明土地を増加させる邪魔者ではないでしょうか。相続登記という継承者の決定。不動産を相続することによる権利・義務というものを中途半端に放置する、課税当局の施策ではないのか。

本年、通常国会で相続3年内登記の義務化が決まり、3年内に施行されます。

東京だけでなく、大阪、名古屋、横浜等々、現所有者申告制度は全国で始まっています。相続人の中の代表納税義務者は決して、確定的な物件継承者ではありません。

愛知県内では多くの市町村で、登記をしなくても納税義務者を特定する申告が、これまでもまかり通ってきました。それは、その当事者の意図にかかわらず、市町村が戸籍を収

集して、現地にいる、管理をしていそうな者を推定して請求してしまっています。また、他の相続人の印鑑なく特定し、税の徴収が出来さえすればそれで良しとする。

今回はこの状況を追認したに過ぎないのではないのでしょうか。

今国会において立法化される民法、不動産登記法の内容をもう一度おさらいいたしましょう。

相続登記は3年以内に申請しないと10万円の過料。名義変更は、氏名、住所、本店移転も含め、2年内の5万円過料。相続発生後10年経過しても登記しなければ、強制的な法定相続人共有登記。もめている場合、相続人の一人でも、相続人は私ですという申告申出手続により、10万円の過料制裁回避。これが、最悪の条項だと、私見ですがイカンと思います。これでは解決しません。もっと罰則を高め、相続義務を明らかにすべきです。

相続を起因とする土地の所有権を放棄する個別国庫帰属承認申請の新しい個別法の誕生。

共有土地の一部を除いた管理、処分までしてしまうことの出来る管理人制度の新設。

外国に居住する日本人が国内においての連絡先を甲区欄に登録する制度。

そして、所有不動産記録証明書なる、個人が国内に所有する不動産を単有、共有にかかわらず所有登記名義人、またはその相続人の一人からでも全てその名寄せを登記官に発行してもらう制度等々。

このためには、同姓同名の混乱回避のために、生年月日をこれからの相続登記等の新たな所有権登記名義人に全てバックデータとして登録しておくこと等々、etc。

ご存知でしょうか。

これらの新ルールを識らずして、これからの土地家屋調査士なる国家資格者先生として、地権者の前にて説明するインフォームドコンセントの義務。

必ず一通りマスターしない限り、貴殿の資格は、倫理上取り消されても文句は言えません。

さてそろそろ、伊藤直樹なる愛知会会長の賞味期限も尽きてきたようです。この先、梅村守次期会長へ、しかとタスキをつなぐ準備に入ります。

しかし、それでも私は、逃げも隠れも致しません。今回の多くの法改正。皆さんとまた、大いに議論しましょう。まだまだ私は存在し続けます。

総務財務部会報告

総務財務部理事 三浦 一行



理事に就任して、この 5 月で 4 年が過ぎようとしています。この間、本当に目まぐるしく時が過ぎていった様に感じています。当時、支部役員を経て一区切りつき、役を離れた日々を過ごしていたところ、支部長より本会理事への打診、最初は冗談かと思い聞き直したことを覚えています。それまで本会へは委員として出向してはいましたが、10 年満たない入会年数で、まさか理事として出向することになるとは夢にも思っていませんでした。

実際に理事となって、総務財務部への配属、そして伊藤会長の改革路線への思いからくる部会での協議事項の多さ、会務がこれ程大変だったのかということを改めて感じさせられました。それまでは会則、規則等、ほぼ知らずに過ごしていましたので、部会、理事会においても、皆様についていくのがやっとな状態でした。情けないながら、4 年経っても理解していないことが結構あります。

この 4 年間で、事業仕分けのため委員会を停止、約 25 年間手を付けていなかった会費を変更、その後、必要であろう各種委員会、PT の創設、役員選任に係る規則の変更、外部法人の設立、そして現在、役員等の人数および報酬、並びに新たな役職の創設に係る組織改革と、本当に様々なことに対して協議し、実行してきました。もう少し議論の余地があったのではないかと思います。このスピード感がまさに伊藤会長その人を物語っているなど、つくづく感じています。

私もご縁があり、現在は災害時対策運営委員会の委員長を務めています。こちらについてもここ数年で、愛知県および県内 54 市町村と「住家の被害家屋認定業務に関する協定」を締結するまでに至りました。しかし昨年、今年と新型コロナウイルスによる影響により、外部研修が受けられない状態となっています。協定を締結している以上、いつ応援要請があるか分からないのでとても危惧しています。今できることを協議し、突然の有事の際にも活動できる組織作りを目指していく予定です。

今後は組織改革により、本会に携わる方々が増えると思われます。何事も経験してみないと分からないことが多いです。先日のタウンミーティングでは役員報酬の件が議題に上がっていましたが、理事を経験したからこそ出せる答えもあります。勿論、時間の拘束はありますが、本会に携わったことにより得られた情報もたくさんあります。最近は Zoom によるリモートでの会議も行えるようになり、少しでも時間を有効に使えるよう配慮できる環境が整いつつあります。私も今後は、多くの方と情報を共有しつつ、次に向かっていけるよう、努めていきたいと思っています。

2 期 4 年の伊藤直樹会長体制を振り返って

企画部副会長 梅村 守



伊藤直樹会長の体制も終わりに近づきましたので、2 期 4 年間を振り返り、最後くらいは褒め殺して送り出させていただきたいと思います。

2 期目は連合会副会長との二足のわらじにもかかわらず、それを感じさせず愛知会に情熱を投入してくださいました。理事会、常任理事会はもちろん部会、委員会その他打ち合わせなどほとんどの会議、行事に直接関与して会務を主導されました。公嘱協会、政治連盟との三位一体の重要性を訴え、叶いませんでしたが、公嘱協会の調査士会館への誘致にも熱心に取り組まれました。あいち境界シンポジウムにおいても三位一体で戦略的に防災、減災の観点から狭あい道路の解消を訴え、名古屋市では助成の対象地区が拡大されるなど成果が見え始めています。他にも書くと長くなりますので、下に箇条書きをさせていただきました。

調査士制度の未来を憂い、そこに身を置く調査士会員を心配し、何よりもユーザーである国民を思いながら走って下さった 4 年間であったと私は思っています。

- 定額会費の変更により本会の将来にわたる財政基盤の安定化を実現
- 会務通信の完全電子化、外部への公開を実施
- 無料キャンペーンを起爆剤として、あいち境界問題相談センターへの申立て件数が創設以来初の 2 桁に
- 年次研修の導入
- 組織改革の実行により理事数の減員、部員の創設、理事会毎月開催へ
- 狭あい道路の解消、地籍調査の推進など減災・防災に関するシンポジウムの連続開催
- 一般社団法人調査士愛知協働会の創設
- 業務サポートセンターの創設
- 名古屋市内の測量履歴照会制度の創設

伊藤会長におかれましては、次年度以降、連合会での活躍と愛知会に対しては、調査士会館の近所の隠居爺さんとして世話を焼いてくださることを願いたいと思います。

最後に、令和 2 年度の主な会務をまとめてみました。

令和 2 年 各種会議が原則、Zoom 等によるリモート会議となる。

4 月 各支部総会が、最少人数による開催、懇親会なしとなる。

4 月 名城大学における寄附講座が中止

4 月 20 日 第 1 回理事会（WEB 会議）

5 月 6 日 臨時理事会・支部長会（WEB 会議）

5 月 29 日	令和2年度本会定時総会（最少人数による開催、同時配信）懇親会なし
6 月 16 日	令和2年度連合会定時総会（最少人数による開催、同時配信）懇親会なし
6 月 20 日	支部対抗親睦ソフトボール大会中止（令和3年度も中止決定）
6 月 24 日	第1回定例研修会（録画配信）
6 月 26 日	第2回理事会（WEB会議）
7 月 3 日	中部ブロック総会（WEB方式による開催）懇親会なし
8 月 26 日	第3回理事会（WEB会議）
9 月 29 日	愛調会親睦ゴルフ大会 中止
10 月 4, 5 日	日調連親睦ゴルフ大会 中止
10 月 16 日	第2回定例研修会（名古屋市公会堂 参集開催）
10 月 26 日	連合会 70 周年記念シンポジウム（東京国際フォーラム 参集開催）
10 月 29 日	第4回理事会（ウインクあいち 参集会議）
11 月 5, 12 日	年次研修（ウインクあいち 参集開催）
令和3年	
1 月 5 日	臨時総会（名古屋市公会堂 人数制限による参集開催）
1 月 27 日	第5回理事会・支部長会（WEB会議）新年会なし
1 月 31 日	生活お困りごと無料相談会 中止
2 月 5 日	第21回あいち境界シンポジウム（ウインクあいち 録画配信）
3 月 20 日	年次研修（ウインクあいち 参集開催）
3 月 24 日	第6回理事会（WEB会議）

コロナ禍に始まり、コロナ禍に振り回された1年でした。太字がコロナ禍の影響を表しています。懇親、親睦といった行事が軒並み中止となり、潤いのない1年となってしまいましたが、会員の皆様のご協力と難しい勤務体制の中で頑張って下さった事務局職員のおかげをもちまして、会務は着実に動いていました。一日も早くコロナ禍が終息し、懇親、親睦といった業務のエネルギーとなる行事が安心して開催できる日が来るのを願ってやみません。

研修部会報告

研修部理事 田中 智司



昨年 10 月に部会報告をさせていただきましたが、引き続きコロナ禍における私見を話させていただきます。電子化がこのコロナ渦でますます進んでいます。調査士会においても会議は Zoom になったり、書類も電子メールの添付ファイルでのやりとりが定石になったりと、大きく変わっています。行政においても法務局はこれからだと思いますが、他の機関はハンコレス化が急速に進んでいます。また、法務局は登記申請オンラインシステムがあり、社会保険に関しても社会保険届書作成システムがあり、官公庁の申請も電子化が進んでいます。このことは利用者にとっては簡便にそして手続も早くなり、とても便利になりました。しかしながら一方で、システムを導入するまでがとても大変な仕事で、ダウンロードしてから電子マニュアルを読んでも難解で、またホームページ上に記載された電話やサポートサービスに問い合わせをしても繋がらず、またメールでの質問も返信メールが遅く、導入するまでにはとても時間と頭を使うことになります。その後も利用する段階になっても同じで、使いこなすまでがとても大変です。

私も登記申請オンラインシステムを導入した際は、正直自分で全てをすることができず若いアルバイトにお願いしました。マニュアルにある表現も難しい点があったり、手順が難しかったりと、自分 1 人ではとても導入できなかったと思います。

システムを導入すれば便利になる一方で、導入するのに手間取り世の中の流れについていけなくなる。このサイクルがとても早くなっているように感じます。調査士の業務についても、今後、測量の技術革新や新しいシステムが次々と誕生し、手に負えなくなってくることがあるかと思います。私たちは測量業務をするなかで、隣地を測量した調査士や以前当該地を測量した調査士に協力を求めることが多々あります。新しい技術やシステムの導入など、業務で必須のものであれば一人で悩まず、この点においても調査士の仲間同士が相互に助け合い、世の中の流れに共に向かえる関係であれば良いと思います。

それでは、4 月 7 日に行われました第 1 回部会報告をさせていただきます。

部会内容の詳細については会議録を掲載しておりますので、本会ホームページをご覧ください。

議題

- 1 第 13 回常任理事会（3 月 12 日）開催報告
- 2 年次研修（3 月 20 日(土)）の研修実施報告
- 3 第 3 回定例研修会の視聴者数とアンケート結果について

- 4 第3回定例研修会の本会におけるビデオ研修について
- 5 新入会員業務研修実施予定について
- 6 令和2年度の事業経過報告について
- 7 令和3年度の事業計画案と予算案について
- 8 会務マニュアルの修正について
- 9 研修映像記録を保管するための媒体の決定について
- 10 令和3年度第1回定例研修の日程と研修内容の決定について
- 11 リニューアル後のホームページについて
- 12 その他

1 年次研修の研修実施報告については、第3回目を令和3年3月20日（土）に開催し、61名の受講者でした。また、令和3年度は、名古屋市公会堂4階ホールで第1回令和3年10月20日(水)、第2回令和3年10月23日(土)の2日間で、各回約100名で予定しています。

2 第3回定例研修会の本会におけるビデオ研修については、5月18日（火）を開催予定とします。（日程は後日決定いたしましたので追記しています。）

3 第1回定例研修会は

日時 令和3年7月5日（月）13時30分～16時30分頃まで

会場 名古屋市公会堂4階ホール（名古屋会場のみ開催）で開催します。

新型コロナウイルス感染予防対策を十分にとり開催いたします。（日程は後日決定いたしましたので追記しています。）

皆さまにおかれましては、今後も研修に関しては不確定なことが多くご迷惑をお掛けすることになりますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

広報部活動報告

広報部理事 森田 正樹



今回の広報部会は、年度単位の活動としては令和3年度第1回目の会議の開催となりました。世間では、卒業、入社、人事異動と慌ただしい時期です。

私事ですが、長男の高校入学があり、小学校からの友達ともお別れなど寂しそうな顔もしていましたが、この報告を書いている現在では、クラスの中でも友人ができ、クラブ活動の体験に参加してきたと話してくれています。

「可愛い子には旅をさせよ」ではありませんが、子どもは私が思っているよりも、たくましく育っているのだと実感しています。

話が変わるようで変わりませんが、会社の補助者さんや二代目となるご子息に対して皆さんはどうでしょうか。少々、先生がやりすぎてはいませんか。「なかなか、成長しないな。」なんて思ったときは、思い切って任せた上、助言・指導するというのも一手ではないでしょうか。主体性をもって取り組むというのは、学生のみならず社会人としても必要なことですし、人材育成には欠かすことが出来ないようです。私自身も、自分の行動を顧みつつ、成長していきたいと思いました。

以下、4月2日にWEB会議方式で開かれました令和3年度第1回広報部会の報告をします。

ホームページについて

4月1日(木)から、かねてより報告していました愛知会ホームページのリニューアルが無事完了いたしました。すでに、ご覧になられた会員の皆さまもいるかと思います。軽微な修正等、引き続きチェック体制を広報部のみならず理事一丸となって行っていきます。なにかお気づきのことがあれば本会理事までお知らせください。

70周年記念誌について

記念誌の製本が無事、完了いたしました。愛知会の記念誌は、30年ぶりの発行となり、記念でもあり貴重な記録でもあります。ぜひ、お手元に届いたら読んでください。

地図読み人について

現在の進捗を報告いたします。現在、校正記事の寄稿者確認、表紙のデザイン選考等の作業を進めており最終段階といった状況となっています。早ければ、5月には完成の予定です。

そのほか、広報部会の詳細な内容は愛知会ホームページから議事録をご確認ください。

第6回理事会報告

日時：令和3年3月24日（水）午後2時00分～同6時35分

会場：各事務所、在宅によるWEB会議

議事に先立ち伊藤会長から、愛知県におけるオンライン申請の普及率及び所有者不明土地問題に関する土地家屋調査士の役割についての挨拶があった。続いて、オブザーバー参加の堀寄公囑理事長及び、小島政連会長、大岩支部長会議長の挨拶があった。議事録署名者に稲葉茂樹理事、田中智司理事が指名され、理事会（WEB会議）が開催された。以下議事について報告する。

【協議・審議事項】

1. 大綱・予算指針・事業計画について

梅村副会長から大綱、各部長から予算指針、事業計画大綱について説明がされた。一括とする審議の結果、全会一致で可決承認された。

2. 科目内流用について

渡辺財務部長から予算執行の超過に関する、大科目内流用について説明がされた。審議の結果、賛成多数で可決承認された。

3. 役員給与規程の改正について

渡辺財務部長から役員給与規程について説明がされた。審議の結果、賛成多数で可決承認された。

4. 旅費及び業務等弁償費規程の改正について

渡辺財務部長から旅費及び業務等弁償費規程について説明がされた。審議の結果、賛成多数で可決承認された。

5. 就業規則の改正について

玉田副会長から働き方改革に伴い、就業規則等を見直すことについて説明がされた。審議の結果、全会一致で可決承認された。

6. 令和2年度第21回あいち境界シンポジウムについて

梅村副会長からシンポジウムの経費、映像配信について説明がされた。審議の結果、全会一致で可決承認された。

7. 第3回定例研修会講師料の支払いについて

清原研修部長から第3回定例研修における講師料を研修講師謝礼金支給基準に基づいて支給することについて説明がされた。審議の結果、全会一致で可決承認された。

【協議事項】

1. 事業経過報告について

各部長から令和2年度事業経過報告案について説明がされた。協議の結果、継続協議とされた。

2. 令和3年度臨時総会改正会則の修正について

岸田副会長から名古屋法務局を經由し提出している改正会則について、民事二課から連合会を通じて、取り下げの要請があるため修正することについて説明がされた。協議の結果、審議事項に変更することとなった。協議を審議に変更することについて審議の結果、全会一致で可決承認された。提案の内容で総会に上程することについて審議の結果、全会一致で可決承認された。

3. 会務マニュアルの修正について

阪野総務部長から会務マニュアルの改正について説明がされた。協議の結果、会務マニュアルを更新することとした。

4. 定時総会について

阪野総務部長から定時総会の会場及び内容について説明がされた。協議の結果、総会会場について協議を審議に変更することについて、審議の結果、全会一致で可決承認された。会場についての審議の結果、グランコート名古屋にすることについて賛成多数で可決承認された。来賓の招致については継続協議とされた。

5. 事務局職員退職に伴う事務分掌等（昇給案含む）について

岸田副会長から事務職員の2月予告解雇及び7月自主退職予定に伴い、事務分掌等の一部変更及び事務局職員の昇給、募集について説明がされた。協議の結果、分掌については継続協議とされた。昇給については報告。

6. 令和3年度予算案について

渡辺財務部長から令和3年度予算案について説明がされた。協議の結果、協議内容で4月理事会に上程するとされた。

7. 会費減額申請について

渡辺財務部長から会費減額申請の条件について説明がされた。協議の結果、継続協議とされた。

8. 寄附講座動画作成について

蔵座広報部長から寄附講座動画作成にともなう弁償費についての説明がされた。協議を審議に変更することについて、審議の結果、全会一致で可決承認された。提案の内容について審議の結果、全会一致で可決承認された。

9. 協働会 空調服ロゴについて

玉田副会長から事業開発PTにおいて協働会で取扱う空調服（作業着）についての説明がされた。協議の結果、詳細は事業開発PTで決定することとされた。

【報告事項】

1. 来館者及び電話相談の集計について（結果報告）
2. タウンミーティングの開催及び役員給与等のアンケートについて（結果報告）
3. 役員改選による正副会長の内定者について（結果報告）
4. 境界問題相談センターのチラシ作成について
5. 境界問題相談センター運営担保研修の動画配信について
6. 令和3年度お祝い対象者について
7. 理事会議事録の作成について
8. 筆界調査委員能力担保研修について（結果報告）
9. 中部地籍研究会に関する意見のとりまとめについて
10. 第3回定例研修会実施報告について（結果報告）
11. 第4回年次研修準備委員会開催報告について（結果報告）
12. 令和2年度年次研修実施報告について（結果報告）
13. ホームページについて
14. 地図読み人作成について
15. 自由業定例会について（結果報告）

【その他】

1. 令和3年度役員研修会について
2. 資料センターの換地図提供について

最後に大橋監事、田宮監事ともに所見を述べ、会議を終了した。

※理事会の詳細については、愛知会ホームページで議事録をご覧ください。

（広報部理事 森田正樹）

第4回土地家屋調査士ガイダンス報告

日 時：令和3年3月28日（日）午後1時30分～

場 所：ウインクあいち（愛知県産業労働センター）11階・1103会議室

名古屋会場 第1部 資格取得希望者への説明会（午後1時30分～）

第2部 開業希望者への説明会（午後2時30分～）

第3部 個別相談会（午後3時30分～）

東京法経学院名古屋校と日本土地家屋調査士会連合会中部ブロック協議会の共同主催で名古屋会場と金沢会場で行われました。

開会の言葉の後に、伊藤会長が挨拶をされ土地家屋調査士の魅力を話され、いつもの熱いメッセージでした。第1部は三重会の小林弘仁会員が説明を行い、第2部は私が担当し45分間の説明を行いました。土地家屋調査士を目指す30名を超える参加者の前で久しぶりに話をしました。今後、土地家屋調査士の人数は減少するなかで将来の土地家屋調査士に期待と希望を込めて、人員、器械や道具、必要な資金など経験を踏まえて話してみたところ、参加者からの真剣で熱い眼差しを感じました。この参加者の中に愛知会会員のご子息が何名か参加されていたことに嬉しさも感じ、第3部では10名程度の個別相談があり時間が足りないくらい真剣に相談を受けました。

コロナ禍ではありますが対面で実施できたことはとても良かったですし、来年には将来の土地家屋調査士により多く集まってもらいたいと思います。

（広報部長 藏座卓也）



受講生を前に挨拶をされる伊藤会長

事務局からのご案内

5月の予定

- 12日 総務財務部会、研修部会
- 18日 入会時研修、ビデオ研修
- 19日 常任理事会
- 28日 定時総会
- 31日 正副会長常任予定者会議

4月の入会者

いとう けんいち

伊藤 健一(名古屋北支部)

愛知第 3058 号

〒 460-0003

名古屋市中区錦一丁目 3 番 18 号

エターナル北山ビル 7F

TEL 052-228-7534

FAX 052-228-7531

うかい かずひろ

鵜飼 和宏(名古屋西支部)

愛知第 3059 号

〒 451-0062

名古屋市西区花の木二丁目 13 番 17 号

TEL 052-523-2621

FAX 052-524-6121

まつなが なおき

松永 直樹(岡崎支部)

愛知第 3060 号

〒 444-0825

岡崎市福岡町字菱田 45 番地 1

TEL 0564-55-1300

FAX 0564-55-1301

事務所の TEL・FAX の訂正

山内 加代子(豊田支部)

愛知第 1342 号

TEL 0565-31-1551・FAX は訂正なし

会員名簿の訂正

太田 利男(岡崎支部) 愛知第 2069 号

誤(測) → 正(行、測)

行政書士が掲載されていませんでしたので
訂正させていただきます。

事務所変更

輕海 益世(名古屋西支部)

愛知第 1735 号

〒 453-0818

名古屋市中村区千成通四丁目 18 番地

TEL 052-481-6924・FAX 052-481-6956

倉富 賢(熱田支部)

愛知第 2821 号

〒 470-1123

豊明市西川町笹原 24 番地 6

TEL 0562-74-7818・FAX 0562-74-7822

上山 雅之(熱田支部)

愛知第 3026 号

〒 455-0003

名古屋市港区辰巳町 1 番 44 号

TEL 052-651-8701・FAX 052-655-5150

春日 智晴(熱田支部)

愛知第 3027 号

〒 455-0003

名古屋市港区辰巳町 1 番 44 号

TEL 052-651-8701・FAX 052-655-5150

渡瀬 真輔(熱田支部)

愛知第 3049 号

〒 456-0051

名古屋市熱田区四番一丁目 16 番 16 号

TEL 052-875-9028・FAX 052-875-9027

野原 恒雄(名古屋北支部→一宮支部)

愛知第 2715 号

〒 493-8001

一宮市北方町北方字中屋敷郷 255 番地

名岐一宮ビル 1 階

TEL 0586-82-4327・FAX 0586-82-4328

沓名 錠二(東三支部)

愛知第 2748 号

〒 441-8067

豊橋市小浜町 106 番地 1

TEL 0532-43-6687・FAX 0532-43-6685

柴田 修身(東三支部)

愛知第 2588 号

〒440-0026

豊橋市多米西町一丁目 20 番地 9

TEL 0532-63-1255・FAX 0532-63-8075

遠山 安宏(東三支部)

愛知第 2786 号

〒441-8002

豊橋市吉川町 7 番地 7

TEL 0532-32-7782・FAX 050-3457-9493

土地家屋調査士法人の事項変更

中部測量土地家屋調査士法人

主たる事務所(名古屋西支部)

社員の加入:愛知第 1735 号 軽海 益世

土地家屋調査士法人 TOMITA総合事務所

従たる事務所(熱田支部)

社員の加入:愛知第 3049 号 渡瀬 真輔

土地家屋調査士法人 メイトー

主たる事務所(熱田支部)

社員の加入:愛知第 3026 号 上山 雅之

社員の加入:愛知第 3027 号 春日 智晴

土地家屋調査士法人 あづま

主たる事務所の移転(東三支部→東三支部)

〒440-0026

豊橋市多米西町一丁目 20 番地 9

TEL 0532-63-1255・FAX 0532-63-8075

従たる事務所の閉鎖(豊橋市)

社員の脱退:愛知第 2786 号 遠山 安宏

退会者

原田 宏三(東三支部)

愛知第 2055 号/平成 3 年 4 月入会

島津 昭彦(名古屋東支部)

愛知第 2281 号/平成 10 年 4 月入会

伴 仲司(東三支部)

愛知第 1515 号/昭和 49 年 4 月入会

福田 勝(名古屋西支部)

愛知第 1687 号/昭和 53 年 12 月入会

乾 英之(熱田支部)

愛知第 1961 号/昭和 62 年 9 月入会

三浦 行雄(昭和支部)

愛知第 1977 号/昭和 63 年 2 月入会

祖父江 美陽(名古屋東支部)

愛知第 2023 号/平成 2 年 2 月入会

鈴木 淳(岡崎支部)

愛知第 1946 号/昭和 62 年 3 月入会

訃報

青山 知昭(昭和支部)

愛知第 1631 号/昭和 52 年 4 月入会

令和 3 年 4 月 10 日逝去(72 歳)

つつしんでご冥福をお祈りいたします

編集後記

新年度が始まりました。^{たかし}高師緑地公園(愛知県豊橋市)では、桜の花がいろいろな表情をしています。咲き誇り、花びらが舞い、そして青々しい葉桜です。その中で際立つ紫色、藤の花が可憐に咲いています。仕事の上では、この時節を気にすることはないと思います。測量作業は、地面を凝視し、先人たちの足跡を探すことに必死です。しかし、落ちていく花びらが気になり、ふと空を見ると、いろいろな色が目に飛び込んできます。この所作が、心に落ち着きを与えてくれます。地面を見ると、新しい発見につながります。(広報委員 吉田 明)

■ホームページの URL <https://www.chosashi-aichi.or.jp>

■発行人/伊藤 直樹

■発行所/愛知県土地家屋調査士会 〒451-0043 名古屋市西区新道一丁目 2 番 25 号 TEL 052-586-1200